

また、ビル管理会社の従業員が従事する泊まり勤務中の仮眠時間について、当該従業員が配属先のビルからの外出を原則として禁止され、仮眠室における在室や、電話の収受、警報に対応した必要な措置をとること等が義務づけられ、飲酒も禁止されている場合について、仮眠時間中は不活動仮眠時間も含めて使用者の指揮命令下に置かれているものであり、当該仮眠時間は労働時間に当たるとするもの（最高裁第一小法廷判決 平9年（オ）第609号 大星ビル管理事件 平14.2.28）がある。